

令和4年度 第4回 吉見町農業委員会総会議事録

招集期日	令和4年7月26日	開催場所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和4年7月26日 同 日	午後 1時30分 午後 2時05分	開会 閉会 議長 伊田由夫
議長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名 【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 6名 欠席 2名
番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要	
1	小林 勇	出席	推1	千代間 功	出席	
2	田島克美	出席	推2	秋庭 諭	出席	
3	宮澤義和	出席	推3	笛野正人	出席	
4	笛野英三	出席	推4	金子隆一	欠席	
5	大澤明子	出席	推5	大室禎三	出席	
6	伊田由夫	出席	推6	吉田克之	欠席	
7	松本眞一	出席	推7	篠田邦広	出席	
8	小宮一博	出席	推8	赤間恵美	出席	
9	福田實	出席				
10	瀬戸直行	出席				

出頭者	
事務局	事務局長 大久保栄樹 事務局長補佐兼農地係長 小林 浩（説明） 事務局 吉澤和巳（書記）
説明者	1番 小林委員 推5番 大室委員
開会 午後 1時30分	事務局長 開会 会長 あいさつ 議長 会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員6名、欠席委員2名。 議長 議事録署名人に、7番 松本委員、8番 小宮委員を指名する。 議長 第1号から第3号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。 事務局 1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、営農型太陽光設備の下部農地で、農地所有適格法人である認定農業者が経営規模の拡大を図るため、20年間の賃借権を設定したいとする申請です。 第2番の案件については、営農型太陽光設備を設置する場合は、農地の空中に区分地上権の権利設定が必要であり、営農は認定農業者が行うことから10年間の区分地上権を設定したいとする申請です。 2) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、農地所有適格法人である認定農業者が小麦栽培を行い、空中部分に太陽光発電を設置する営農型太陽光設備として、10年間の一時転用を行いたいとする申請です。 第2番の案件については、太陽光発電パネルの設置を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることになったので、太陽光発電施設として転用したいとする申請です。

		<p>3) 第3号議案、農用地利用配分計画（案）の決定について議案を朗読する。</p> <p>この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。</p> <p>今回の計画（案）については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地3筆、2,775m²について配分を行うものです。</p> <p>詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。</p>
地区委員会付託 午後 1時40分 再開 午後 1時50分	議長	<p>事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。</p>
	議長	<p>再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。</p> <p>第2号議案2番を南地区、第1号議案1番、2番及び第2号議案1番を東地区の順で報告願います。</p>
	推5番 大室委員	<p>南地区的案件について報告する。</p> <p>南地区的案件については1件であり、7月23日に担当委員4名で現地の確認を行ないました。</p> <p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について2番の案件、この案件は、太陽光事業に取り組んでいる企業が、申請地を借り受け太陽光パネルを設置し、売電事業を行うため農地を転用する申請です。</p> <p>関係書類等は添付されており、周辺の農地への影響はないことから、南地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p>
	1番 小林委員	<p>東地区的案件について報告する。</p> <p>東地区的案件については3件であり、7月21日に担当委員5名で現地の確認を行ないました。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について1番の案件、この案件は、申請地を借り受け経営規模の拡大を図るため、20年間の使用貸借権を設定する申請です。</p>

		<p>借受人は、埼玉県知事から認定農業者の認定を受けている農地所有適格法人であり、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について2番の案件、この案件は、1番の案件と関連するもので、県知事から認定を受けた認定農業者が、借受地において小麦栽培を行う営農計画であり、その空中部分に営農型発電設備を設置して、発電事業を行う内容です。</p> <p>営農型発電設備は、空中部分に区分地上権の権利設定が必要であり、第2号議案の1番の一時転用とも関連しますが、10年間の区分地上権を設定するものであり、東地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p> <p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について1番の案件、この案件は、第1号議案の1番と2番に関連するもので、認定農業者が営農する農地の空中部分に太陽光発電パネルを設置する営農型発電設備として、農地全体面積2,213m²のうち、支柱が立つ部分の0.415m²を一時転用する申請です。</p> <p>営農者は、小麦栽培を行う営農計画であり、認定農業者が営農する場合は、10年間の一時転用が認められているため、東地区的担当委員としては問題ないと判断します。</p>
質疑 午後 1時50分	議長	報告が終わり、質疑を開始する。
	9番 福田委員	第1号議案の申請業者はどのような場所で営農を実施しているのか。
	事務局	久喜市、鴻巣市、加須市、白岡市、東松山市で栽培をしております。また、東松山市では今回の申請と同じく営農型発電設備を設置した場所で小麦の栽培を計画しています。
採決 午後 1時50分	7番 松本委員	第2号議案1番は、パネルの設置時期はいつなのか。今年度は小麦の栽培を行うのか。
	事務局	パネルの設置は許可日から9月末までの予定です。また小麦は11月から作付け予定です。
	議長	質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案の1番から2番、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のと

		おり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の1番から2番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のと おり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案の農地利用配分計画（案）の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認され る。
次回現地確認の日程 午後 1時55分	議 長	次回現地確認の日程を確認する。 東地区 2 番 田島委員 8月22日 午後 4時30分から 東野ふれあいセンター集合 西地区 推4番 金子委員 8月20日 午前 8時30分から 農協西吉見支店集合 南地区 推6番 吉田委員 8月20日 午前 8時00分から 農協南吉見支店集合 北地区 8 番 小宮委員 8月21日 午後 4時30分から 農協北吉見支店集合
報告事項 午後 1時55分	議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
	事 務 局	2) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） ・地目変更 久保田谷地内 2筆 1, 343m ²
その他 午後 1時55分	議 長	報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。
	事 務 局	その他について、事務局に説明を求める。
	事 務 局	その他について、資料に基づき説明する。 1) 令和4年度 農地利用最適化活動活性化研修会について

	議長	2) 新・農業人フェアの開催チラシについて 3) 今年度の農地パトロールについて
閉会 午後 2時05分	議長	その他が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 次回開催予定 令和4年8月26日（金）午後1時30分開始を確認して閉会する。
その他特に重要と認め る事項		

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和4年8月26日

議長

伊田由夫



署名委員

松本眞一



署名委員

小宮一博

